

第1種装置を用いた減圧障害の治療に関する「高気圧酸素治療の安全基準」改正に関する
ご意見の募集について

2020年12月21日

日本高気圧環境・潜水医学会

代表理事 柳下和慶

本邦における第2種装置が少なく地域偏在があり、減圧障害の経験のある専門医が少ない状況が続いており、減圧障害に対する広く安定した治療環境の整備が望まれます。

また、エア・ブレイクが可能な第1種装置では軽症患者での治療は現実的には可能でありながら、安全基準での明確な記載がされていない状況があります。

第1種装置を用いた減圧障害の治療につきましては、2012年の総会シンポジウムで課題が指摘されてから検討が積み重ねられ、2016年の総会パネルディスカッション「減圧障害に対する第1種装置での治療の位置づけ」で討議がなされました。

また、減圧症対策委員会設置時には「第1種装置の利用について高気圧酸素治療安全基準（以下安全基準）の見直し」が課題とされ、議論が重ねられてきました。

（参考資料 <http://www.jshm.net/file/genatsu/aboutus.pdf>）

以上より、下記「安全基準改定の主旨」を含んだ内容での第1種装置による再圧治療に対する安全基準の改定を実施することについて、パブリックコメントとして広く会員の皆様にご意見を求めます。

○第1種装置による再圧治療に対する安全基準改定案

【安全基準改正の主旨】

（1）第1種装置がエア・ブレイク可能であれば、軽症からバイタルが安定している重症まで対応が可能である。

（2）第1種装置がエア・ブレイクできない場合は、応急治療として安定化を図り、標準治療ができる施設と連携する。

（3）治療経験の少ない施設が第1種装置で再圧治療を実施する場合は、経験のある専門医から助言を得ることを推奨する。

なお安全対策委委員会内では、「安全基準第56条2項では、『（第56条第1項）第1号の規定にかかわらず、第2種装置を保有する施設への迅速な移送が困難な場合には第1種装置を使用して治療を行うことが出来る。この場合、装置を酸素によって加圧してはならない。なお、治療終了後は患者を第2種装置を保有する施設へすみやかに移送しなければならない。』とあり、安全基準の変更を要さない」との意見もあることを付

します。

1. ご意見募集期間

2021年1月4日（月）～2月26日（金）

2. ご意見の提出方法

(1) メール

※件名を「安全基準改正に関するご意見」としてください。

日本高気圧環境・潜水医学会 事務支局

メールアドレス：maf-jshum@mynavi.jp

(2) ご郵送

〒100-0003

東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル

株式会社毎日学術フォーラム内

日本高気圧環境・潜水医学会 事務支局

3. その他の注意点

ご回答は、日本高気圧環境・潜水医学会の会員に限ります。

会員氏名、所属、連絡先を付記して下さい。

ご連絡を頂いたパブリックコメントについては、氏名、所属を含めて、公表させていただきます。